

長野広域連合
広域計画
(答申案)

令和3年度～令和7年度

令和3年1月15日

長野広域連合広域計画策定委員会

目 次

広域計画改定にあたり	1
1 長野地域の振興整備のための事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること	5
経緯	5
現状と課題	7
今後の方針及び施策	7
2 高齢者福祉施設等の管理及び運営に関すること	9
経緯	9
現状と課題	12
今後の方針及び施策	17
3 老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関すること	18
経緯	18
現状と課題	18
今後の方針及び施策	19
4 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること	20
経緯	20
現状と課題	20
今後の方針及び施策	22
5 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること	23
経緯	23
現状と課題	23
今後の方針及び施策	25
6 ごみ焼却施設及び最終処分場の設置及び管理に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること（既存の施設に係る事務及び小布施町を除く）	26
経緯	26
現状と課題	28
今後の方針及び施策	30
7 職員の共同研修に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること	32
経緯	32
現状と課題	32
今後の方針及び施策	33
8 広域的な課題の調査研究に関すること	34
経緯	34
現状と課題	35
今後の方針及び施策	36

広域計画改定にあたり

1 はじめに

長野地域は、四季折々の豊かな自然環境に恵まれており、善光寺平を中心に政治・経済・文化・教育等の機能が集積し、県の中核的な地域として発展してきました。

長野地域を取り巻く社会情勢は、高度情報化や国際化の進展、人口の減少と少子・高齢社会の進行、安心安全な社会生活基盤の整備や自然環境の保全などに対する住民意識の高揚、価値観の多様化など大きく変化しています。

これらの課題に対応するため、関係市町村においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」による地方創生を推進しており、更なる広域的施策の展開が必要となっています。

長野広域連合は、平成12年4月1日、多様化した広域行政需要に適切に対応し、行政サービスの一層の充実と効率的な行財政運営を図るとともに、地方分権の受け皿として国や県からの権限移譲の受け入れ体制を整備するため、18市町村（当時）により発足し、広域行政の一翼を担ってきました。

今後、長野広域連合は、地方創生の流れを踏まえ、関係市町村の特性を活かし、相互に連携を図りながら広域行政を推進し、長野地域の将来を見据えた一体的な振興・発展を目指します。

図1 長野広域連合を組織する関係市町村

長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町



2 長野地域の概要

長野地域は、長野県の北部に位置する9市町村で構成されており、県全体の11.5%に当たる1,558.00平方キロメートルの面積を有しています。その範囲は、東西約56キロメートル、南北約50キロメートルのほぼ円形に包含される地域です（図1参照）。

また、緑豊かな山々と自然の宝庫である高原や、千曲川及び犀川などの水量豊富な河川は、山里の自然環境とともに固有の風土を生み出し、それらに育まれた多くの優れた歴史遺産や伝統文化は、当地域の特色ある産業の基盤にもなっています。

なお、長野地域の令和2年の人口規模は約53万人を擁しており、県全体の約26パーセントに当たりますが、総人口は年々減少しています（表1参照）。将来推計人口でも、長野地域の65歳以上の人口は2040年まで増加する一方で、総人口は減少し、ますます少子・高齢化が進んでいくと推計されています（図2参照）。

他方で、通勤・通学、買い物など住民の日常生活や経済活動が市町村の区域を越えて広がっており、地域社会を取り巻く環境が大きく変容していく中であって、長野地域にも、持続可能で個性豊かな地

域社会を形成していくことが求められています。

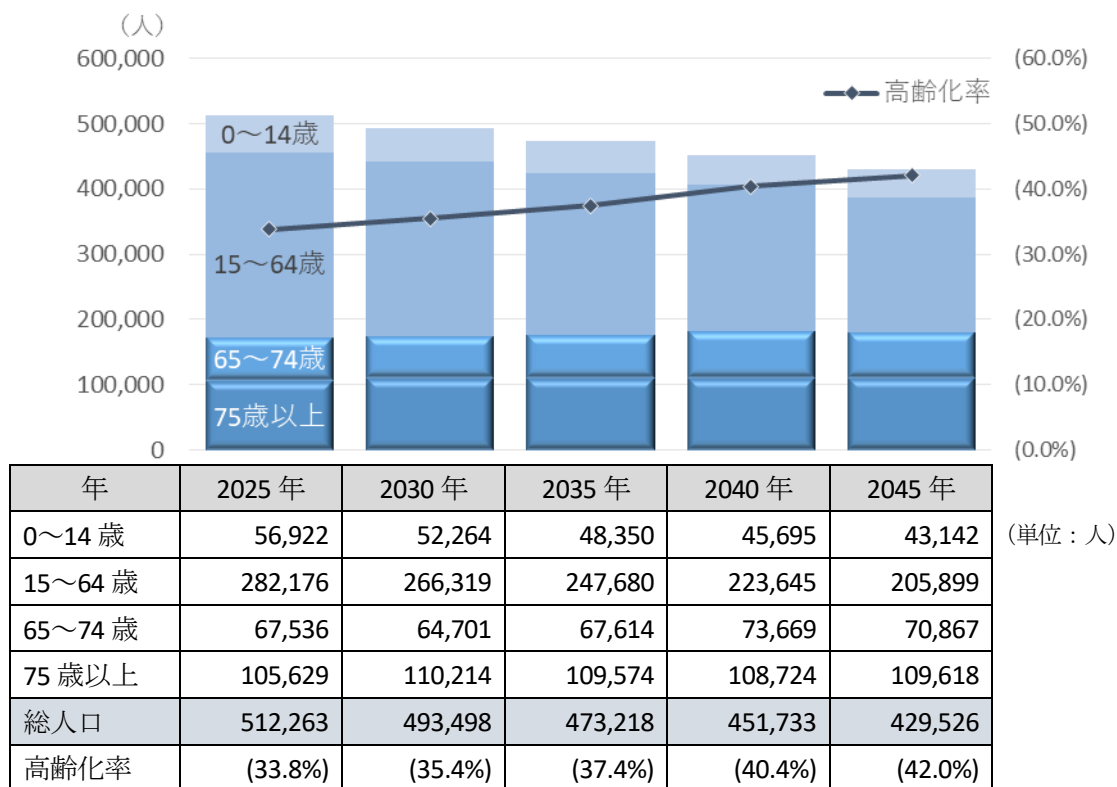
表 1 長野地域関係市町村別面積・人口・世帯数（実績）

市町村名	面積 (km ²)	平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和 2 年	
		人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)
長野市	834.81	376,202	151,331	374,546	152,193	372,304	152,734	370,057	153,437	368,226	154,515
須坂市	149.67	50,535	18,561	50,305	18,699	49,991	18,848	49,734	18,982	49,445	19,163
千曲市	119.79	60,019	21,746	59,792	21,893	59,509	22,038	59,197	22,149	58,851	22,231
坂城町	53.64	14,647	5,499	14,532	5,528	14,470	5,588	14,310	5,645	14,110	5,631
小布施町	19.12	10,616	3,555	10,583	3,591	10,500	3,610	10,454	3,656	10,488	3,700
高山村	98.56	6,924	2,303	6,889	2,344	6,808	2,347	6,700	2,352	6,555	2,326
信濃町	149.30	8,335	3,142	8,202	3,154	7,967	3,122	7,745	3,101	7,585	3,079
小川村	58.11	2,577	1,059	2,513	1,053	2,461	1,031	2,362	1,019	2,290	999
飯綱町	75.00	10,897	3,778	10,699	3,795	10,500	3,785	10,369	3,822	10,194	3,833
長野地域計	1,558.00	540,752	210,974	538,061	212,250	534,510	213,103	530,928	214,163	527,744	215,477
長野県計	13,561.56	2,088,162	813,030	2,076,377	818,683	2,063,865	824,314	2,049,653	829,516	2,034,971	833,737

注 1) 人口及び世帯数 長野県発表の毎月人口異動調査（各年 10 月 1 日現在）による

注 2) 面積 国土地理院発表の全国都道府県市区町村別面積調（令和 2 年 1 月 1 日現在）による

図 2 長野広域連合の将来推計人口



(国立社会保障・人口問題研究所：将来推計人口(平成 30 年推計))

3 長野広域連合の沿革

長野広域連合の前身である「長野広域行政組合」（平成5年名称変更）は、昭和46年に設立された「長野地域広域市町村圏協議会」を母体とし、昭和51年には「長野地域広域行政事務組合」として設置され、一部事務組合の統合を重ねながら、広域行政の推進を図ってきました。

このような中、平成9年には、関係市町村の助役で構成する「長野地域広域行政推進研究会」を設置し、広域連合等の調査研究を進めることとしました。

平成11年8月の関係市町村長会議において、研究会から広域連合の設置についての最終報告がなされ、広域連合設置の基本的事項の合意を得ました。

平成12年4月1日、広域行政の充実と地方分権の受け皿づくりのため、「長野広域連合」が発足しました。

平成15年9月の更埴市、上山田町、戸倉町の合併による千曲市の誕生や平成17年1月の大岡村、豊野町、戸隠村、鬼無里村の長野市への編入合併、同年10月の牟礼村、三水村の合併による飯綱町の誕生、更には平成22年1月の信州新町、中条村の長野市への編入合併により、関係市町村数は、発足当時の18市町村から、9市町村となっています。

4 広域計画について

長野広域連合広域計画は、平成13年3月に、広域連合を組織する市町村やその住民に対して、広域連合が掲げる目標や事務処理の方針を具体的に示すとともに、広域連合や関係市町村が役割分担を明確にし、計画的に事務処理を行っていくための指針として「広域計画」を策定しました。平成17年度にはこの広域計画を見直し、以後、5年ごとに広域計画の見直しを行っています^(*)。なお、長野広域連合規約第5条には、関係市町村が共同して処理する事務事業について広域計画の記載項目^(**)として定められています。

広域計画は、長野広域連合が担う事務事業について、その「経緯」、「現状と課題」を明らかにし、事務処理の指針として「今後の方針と施策」を示します。

なお、国をはじめ、長野県においても「長野県SDGs未来都市計画」を策定し2030年までに「持続可能な社会」を実現するための世界共通の17の目標（持続可能な開発目標：SDGs）の推進に取り組んでおり、関係市町村でも施策とSDGsとの関連付けが進められています。長野広域連合においても、長野地域の振興、福祉及びごみ処理施設の運営など持続可能な地域社会の創造の一端を担っていることから、積極的なSDGsの取り組みが望まれます。このため、本計画からSDGsとの関連を示すこととします。

*1 広域計画策定・見直し経緯

区分	策定年度	計画期間
初回策定	平成12年度	～17年度
見直し①	平成17年度	平成18～22年度
見直し②	平成22年度	平成23～27年度
見直し③	平成27年度	平成28～令和2年度
見直し④(今回)	令和2年度	令和3～7年度

*2 長野広域連合規約（第5条）では、広域計画に記載する項目を以下のとおり定めています。

- ① 長野地域の振興整備のための事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- ② 養護老人ホームの設置、管理及び運営に関すること。
- ③ 特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関すること。

- ④ デイサービスセンターの管理及び運営に関する事務（若槻デイサービスセンター、戸隠中央デイサービスセンター及び信州新町デイサービスセンターに限る。）
- ⑤ 在宅介護支援センターの管理及び運営に関する事務（広域連合設置の老人ホームに併設するものに限る。）
- ⑥ 老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関すること。
- ⑦ 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- ⑧ 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- ⑨ ごみ焼却施設及び最終処分場の設置、管理及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること（既存の施設に係る事務及び小布施町を除く。）。
- ⑩ 職員の共同研修に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- ⑪ 広域的な課題の調査研究に関すること。
- ⑫ 広域計画の期間及び改定に関すること。

なお、本計画では、上記の②から⑤までの項目について「高齢者福祉施設等の管理及び運営に関すること」に整理して記載することとしています。

また、広域連合が処理する事務（長野広域連合規約第4条）は、上記の①から⑫までの項目です。

5 広域計画の期間及び改定に関すること

新たな広域計画の期間は、原則として、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、計画期間が満了するまでに現状や課題等に変化があった場合には見直しを行うこととします。

新たな事務の追加など変更の必要が生じた場合には、広域連合議会の議決を経てこの計画を改定することとします。

1

長野地域の振興整備のための事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

経緯

長野地域の振興整備のための事業の実施に関する経緯は表 1-1 のとおりです。

表 1-1 長野地域の振興整備のための事業の実施に関する経緯

年 月	内 容
昭和 46 年 7 月	長野地域が「長野地域広域市町村圏」 ^(※1) として設定される。
昭和 46 年 9 月	「長野地域広域市町村圏協議会」が設立され、長野地域の一体的な振興整備の取り組みを始める。
昭和 51 年 4 月	「長野地域広域行政事務組合」を設置する。
平成 4 年 9 月	「長野地域ふるさと市町村圏」 ^(※2) に指定され、10 億円の長野地域ふるさと市町村圏基金（現 長野地域ふるさと基金）を造成するとともに「長野地域ふるさと市町村圏計画」を策定し、基金の果実を活用して長野地域の一体的な振興整備に資する各種ソフト事業を実施する。
平成 5 年 4 月	「長野広域行政組合」に名称を変更する。
平成 12 年 4 月	「長野広域連合」を発足する。
平成 21 年 3 月	国による「定住自立圏構想」 ^(※3) の推進により、これまでの広域行政圏施策は平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止とする。
平成 25 年 3 月	「長野地域ふるさと市町村圏計画」の廃止 長野地域ふるさと基金は 10 億円のまま引き続き運用し、長野地域の総合的かつ一体的な振興整備を図るための事業を推進することとする。

※ 1 広域市町村圏：

新全国総合開発計画（新全総）の広域生活圏構想を受けて、昭和 44 年度から全国で設定が開始された、既存市町村の区域を越えて形成される日常社会生活圏

市町村の共同処理方式により、施設整備と事務処理を広域的で総合的な計画の下に推進することで、市町村の当面する諸課題の解決と、国土の均衡のとれた発展が期待された。

※ 2 ふるさと市町村圏：

従来の広域市町村圏のうち、地域の自立的発展が見込まれる地方都市とその周辺地域を一体とした圏域。

「第四次全国総合開発計画」（四全総、昭和 62 年度制定）が目標とする東京一極集中の是正、多極分散型国土の形成や、地域の主体性を活かしながら地域づくりを進める「ふるさと創生」の実現を目指して設定された。

※ 3 定住自立圏構想：

地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出するため、総務省が全国的な見地から推進している施策

この構想により、中心市と周辺市町村が1対1で締結する協定に基づき役割分担し、相互に連携して形成される圏域を「定住自立圏」という。

表1-2 長野地域ふるさと基金（長野地域ふるさと市町村圏基金）関係市町村出資金及び県助成金

(単位：千円)

区分	関係市町村	金額	合併前市町村出資金内訳
出資金	長野市	558,160	旧長野市 459,280 旧大岡村 12,160 旧豊野町 22,240 旧戸隠村 17,200 旧鬼無里村 13,600 旧信州新町 19,360 旧中条村 14,320
	須坂市	79,120	
	千曲市	109,920	旧更埴市 57,520 旧上山田町 19,360 旧戸倉町 33,040
	坂城町	31,600	
	小布施町	25,120	
	高山村	19,360	
	信濃町	25,120	
	小川村	15,040	
	飯綱町	36,560	旧牟礼村 19,360 旧三水村 17,200
計	900,000		
助成	長野県	100,000	
合計		1,000,000	

注) 出資金及び助成金は、平成4年度・平成5年度の2か年で均等に払いこまれたもの

現状と課題

長野広域連合では、広域行政圏施策の廃止に伴い、長野地域ふるさと市町村圏計画は平成24年度をもって廃止することといたしましたが、引き続きその基本理念に基づき、長野地域ふるさと基金の運用益によって、長野地域の特色を活かしたソフト事業を実施しています。また、長野県の地域の元気を生み出す事業を支援する地域発元気づくり支援金も活用して事業費の一部に充当しています。

なお、長野地域ふるさと基金は、金融機関のほか、長野広域連合の老人福祉施設建設及びごみ処理施設整備に係る建設費の一部への貸付け（令和元年度末貸付額 563,284千円）を行っていますが、今後も安全性を考慮しながら、基金運用益も確保していくことが課題となっています。

低金利による基金運用益の減少を考慮しつつ、広域連合としてどのような事業を取り組んでいくかが重要となっています。

表1-3 実施したソフト事業（平成28年度～令和2年度）

事業名	内容
人が集う地域づくりプロジェクト事業	<ul style="list-style-type: none"> ・観光動態調査及び意向調査（平成28年度） 地域発元気づくり支援金対象事業 ・広域ガイドブック作成（平成28年度） 地域発元気づくり支援金対象事業 ・トートバック作成（平成28年度） ・プロモーション映像の放映（平成28～令和2年度） ・うみやまマップ改定版増刷（平成29・30年度） ・長野地域を紹介するホームページの更新等（令和2年度）
長野地域スポーツ振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツチームによる出張スポーツ交流（平成23年度～） 〔野球〕信濃グランセローズ（平成23～30年度） 〔サッカー〕AC長野パルセイロ（平成23年度～） 〔バスケットボール〕信州ブレイブウォリアーズ（平成24年度～） 〔バレーボール〕長野ガロンズ（平成30年度～） 〔フットサル〕ボアルース長野（令和元年度～） ・公式戦応援（平成30年度） ・スポーツボランティア体験（令和元年度） ・スポーツジャーナリズム体験（令和2年度） <p style="text-align: right;">} 地域発元気づくり支援金対象事業</p>

今後の方針及び施策

- 長野地域ふるさと基金の運用益を活用し、長野地域の一体感を醸成するため、関係市町村と連携調整を行いながら、長野地域の特性を活かした魅力ある地域づくりの一助になるような事業を実施します。
- 長野地域ふるさと基金については、その適正な運用に努めるとともに、関係市町村と協議しながら必要に応じて基金の取崩しによる活用方法についても検討を行います。
- 長野地域のプロスポーツチームと、関係市町村の幼稚園・保育園・小学校・中学校の子ども達との交流を行う事により、子ども達の健全な心身の育成に寄与し、併せて長野地域の一体感を醸成します。

- リニューアルした長野広域連合のホームページについて、更なる内容の充実を図り、長野地域の魅力をより感じられるようなサイト運営を目指します。

【計画期間中の目標】

- 長野地域ふるさと基金の運用益を活用し、長野地域の一体感を醸成するため、関係市町村と連携調整を行いながら、長野地域の特性を活かした魅力ある地域づくりの一助になるような事業を継続して実施します。
- 長野地域ふるさと基金については、その適正な運用に努めるとともに、関係市町村と協議しながら必要に応じて基金の取崩しによる活用方法についても検討を進めます。

表 1-4 今後の方針等と SDGs で目指すゴールとの関連

SDG s で目指すゴール		関連ターゲット
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	若年層の健全な心身を育み、精神保健及び福祉を促進する (3-4)
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する	持続可能なライフスタイルや文化多様性の知識を習得する (4-7)
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	情報への公共アクセスを確保 (16-10)
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	効果的な官民のパートナーシップの推進 (17-17)

2

高齢者福祉施設等の管理及び運営に関すること

経緯

高齢者福祉施設等の管理及び運営の経緯は以下のとおりです。

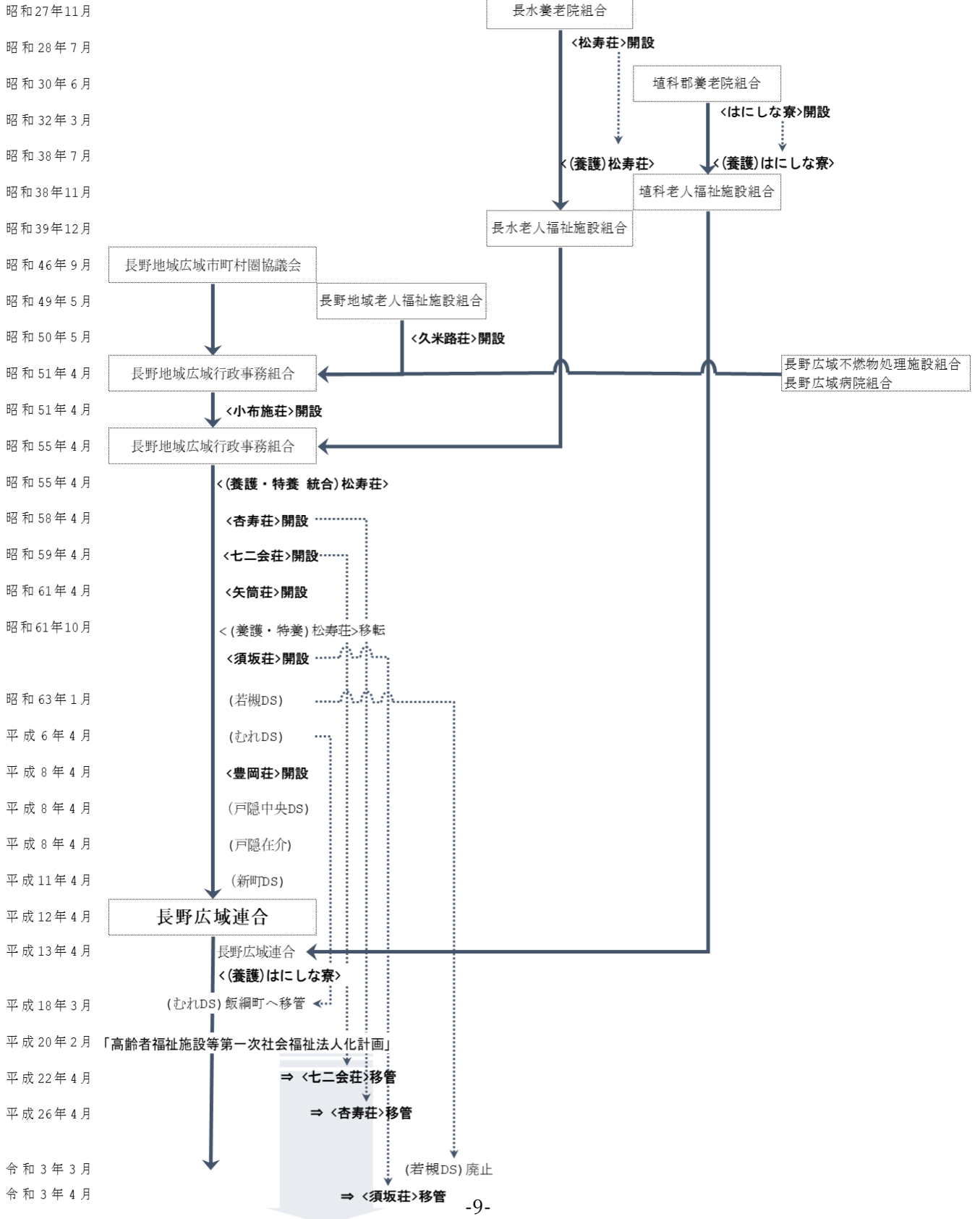


表2-1 高齢者福祉施設等の管理及び運営に関する経緯

年 月	事業区分	内 容
昭和28年7月	養護	経済的な支援を要する高齢者を保護するため、長水養老院組合（長野市外上水内郡9町村で構成）が「松寿荘」を開設 当初の利用者は21人
昭和30年3月	養護	松寿荘を増築し、定員を120人に増員
昭和32年3月	養護	埴科郡養老院組合（坂城町外埴科郡7町村で構成）が定員50人の「はにしな寮」を開設
昭和38年7月	養護	老人福祉法の施行により、目的別の施設区分が設けられる。 「松寿荘」、「はにしな寮」はそれぞれ「養護老人ホーム」に位置づけされる。
昭和40年5月	養護	増築により「はにしな寮」の定員を75人に増員
昭和50年5月	特養	長野地域老人福祉施設組合（長野市外17市町村で構成）が、信州新町に「特別養護老人ホーム久米路荘（定員70人）」を開設
昭和51年4月	特養	長野地域広域行政事務組合（長野地域老人福祉施設組合外2組合1協議会が統合改組）が、小布施町に「特別養護老人ホーム小布施荘（定員70人）」を開設
昭和55年4月	養護 特養	長水養老院組合を長野地域広域行政事務組合（長野市外17市町村で構成）に統合 この組織統合に合わせ「松寿荘」を改修し、養護老人ホームの定員を100人増員するとともに、定員120人の特別養護老人ホームも併設（現在も「養護・特養併設」施設として運営）
昭和57年5月	養護	「はにしな寮」を現在地に移転し、定員を60人に減員
昭和58年4月	特養	更埴市（現千曲市）に「特別養護老人ホーム杏寿荘（定員70人・短期入所定員4人）」を開設
昭和59年4月	特養	長野市七二会に「特別養護老人ホーム七二会荘（定員70人・短期入所定員4人）」を開設
昭和60年7月	養護 特養	長野市地附山地すべり災害により「松寿荘」が全壊
昭和61年4月	特養	牟礼村（現飯綱町）に「特別養護老人ホーム矢筒荘（定員70人・短期入所定員4人）」を開設
昭和61年10月	養護 特養	「松寿荘」を現在地へ移転新築し、養護老人ホームの定員100人（増減0）・特別養護老人ホームの定員70人（50人減員）で事業再開 同じく、災害復旧施設として「特別養護老人ホーム須坂荘（定員70人、短期入所定員4人）」を新築
昭和63年1月	デイ	長野市が特別養護老人ホーム松寿荘に併設して設置した「若槻デイサービスセンター（定員25人）」の管理及び運営を受託
	在介	戸隠村（現長野市）が特別養護老人ホーム豊岡荘に併設して設置した「戸隠村在宅介護支援センター」の管理及び運営を受託
平成6年4月	デイ	牟礼村（現飯綱町）が特別養護老人ホーム矢筒荘に併設して設置した「むれデイサービスセンター（定員15人）」の管理及び運営を受託
平成8年4月	特養	戸隠村（現長野市）に「特別養護老人ホーム豊岡荘（定員50人・短期入所定員10人）」を開設
	デイ	戸隠村（現長野市）が特別養護老人ホーム豊岡荘に併設して設置した「戸隠中央デイサービスセンター（定員15人）」の管理及び運営を受託

年 月	事業区分	内 容
平成 11 年 4 月	特養	「特別養護老人ホーム久米路荘」を現在地へ移転新築 定員 80 人、短期入所定員 20 人に増員
	デイ	信州新町（現長野市）が特別養護老人ホーム久米路荘に併設して 設置した「信州新町デイサービスセンター（定員 23 人）」の管理 及び運営を受託
平成 12 年 4 月	特養	「長野広域連合」が発足し、高齢者福祉の設置・運営主体も長野 広域連合へ移行 介護保険制度が施行され、特別養護老人ホームは介護老人福祉施設 （介護保険施設）に位置づけされる。
	デイ	また、デイサービスセンターは通所介護事業所（介護保険サービス） に位置づけされる。 「むれデイサービスセンター」、「戸隠中央デイサービスセンター」 の定員を 25 人に増員 「信州新町デイサービスセンター」の定員を 30 人に増員
	在介	須坂市が特別養護老人ホーム須坂荘に併設して設置した「須坂市 在宅介護支援センター」の管理及び運営を受託
平成 13 年 4 月	養護	埴科老人福祉施設組合（昭和 38 年 埴科郡養老院組合が改組）を 長野広域連合へ統合するのに伴い、「養護老人ホームはにしな寮」 も施設移管
平成 17 年 4 月	特養	「特別養護老人ホーム小布施荘」を全室個室・小規模単位居住型 施設として全面改築
平成 18 年 3 月	デイ	「むれデイサービスセンター」の運営を飯綱町へ移管
平成 18 年 10 月	養護	「松寿荘（養護）」及び「はにしな寮」が、入所者が介護保険 サービスを利用することができる「特定施設入居者生活介護事業所 （外部サービス利用型）」の指定を受ける。
平成 20 年 2 月	養護 特養	「長野広域連合高齢者福祉施設等在り方検討懇話会」の提言を受け、 段階的な社会福祉法人化を進める「長野広域連合高齢者福祉施設等 第一次社会福祉法人化計画」を決定
平成 20 年 3 月	在介	「須坂市在宅介護支援センター」を須坂市へ移管
平成 22 年 3 月	特養	「特別養護老人ホーム七二会荘」を社会福祉法人長野南福社会へ 移管
平成 24 年 2 月	養護	施設整備と健全運営等を研究する「長野広域連合養護老人ホーム 在り方検討会」を組織し、検討結果を取りまとめる。
平成 26 年 3 月	特養	「特別養護老人ホーム杏寿荘」を社会福祉法人大志会へ移管
令和 2 年 10 月	養護 特養	長野広域連合広域計画策定委員会に設けた「高齢者福祉施設等 在り方検討分科会」の調査・検討結果を報告書にまとめる。
令和 3 年 3 月	特養	「特別養護老人ホーム須坂荘」を社会福祉法人グリーンアルム 福社会へ移管
	デイ	「若槻デイサービスセンター」の事業を廃止

注) 表 2-1 の「事業区分」欄の表記は、以下の記載項目を表しています。

- 養護 … 養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事
- 特養 … 特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事
- デイ … デイサービスセンターの管理及び運営に関する事
- 在介 … 在宅介護支援センターの管理及び運営に関する事

現状と課題

12 ページと 13 ページを入れ替えました

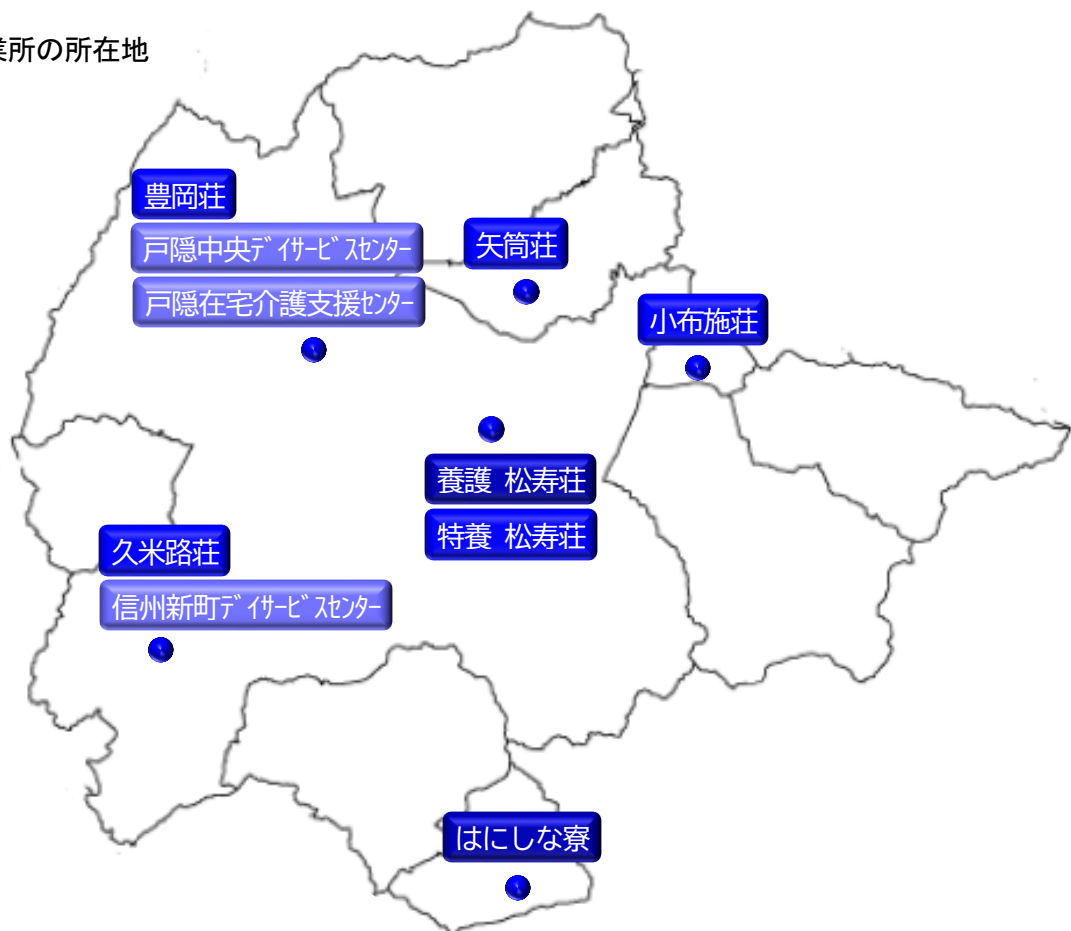
現在、長野広域連合では表 2-2 のとおり 7 つの高齢者福祉施設で 10 の事業所(養護老人ホーム 2、特別養護老人ホーム 5、デイサービスセンター 2、在宅介護支援センター 1) を運営しています。

表 2-2 長野広域連合が運営する高齢者福祉施設等

施設名	区分	所在地	認可年月日	施設定員	短期入所 事業定員	居室数 (内、個室)
はにしな寮	養護	埴科郡坂城町	昭和 31 年 7 月 1 日	60 人	4 人	39 室 (10 室)
(養護) 松寿荘	養護	長野市上野二丁目	昭和 28 年 1 月 1 日	100 人	-	60 室 (20 室)
(特養) 松寿荘	特養	長野市上野二丁目	昭和 55 年 4 月 1 日	70 人	4 人	20 室 -
久米路荘	特養	長野市信州新町	昭和 50 年 4 月 28 日	84 人	16 人	47 室 (28 室)
信州新町デイサービスセンター	デイサービス	長野市信州新町	平成 11 年 4 月 1 日	(30 人)	-	- -
小布施荘	特養	上高井郡小布施町	昭和 51 年 4 月 5 日	70 人	8 人	78 室 (78 室)
矢筒荘	特養	上水内郡飯綱町	昭和 61 年 4 月 1 日	72 人	8 人	21 室 (1 室)
豊岡荘	特養	長野市戸隠	平成 8 年 4 月 1 日	50 人	10 人	19 室 (2 室)
戸隠中央デイサービスセンター	デイサービス	長野市戸隠	平成 8 年 4 月 1 日	(25 人)	-	- -
戸隠在宅介護支援センター	在介	長野市戸隠	平成 8 年 4 月 1 日	-	-	- -

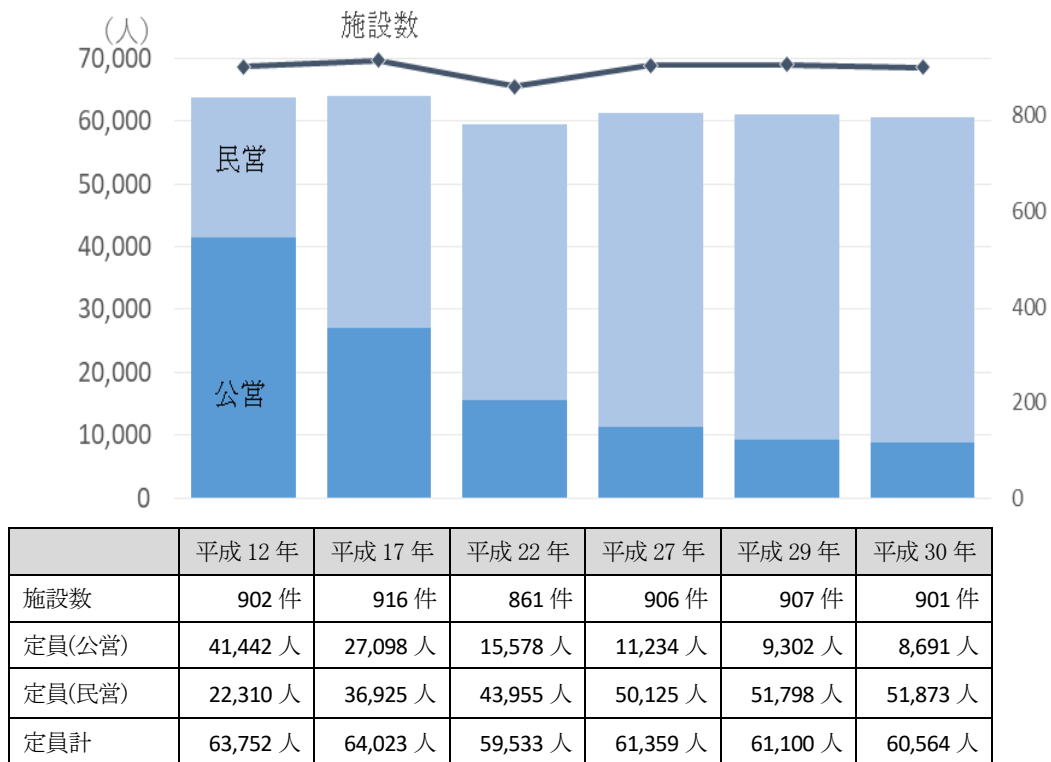
() 内は、デイサービスセンターの一日当たりの利用定員

図 2-1 事業所の所在地



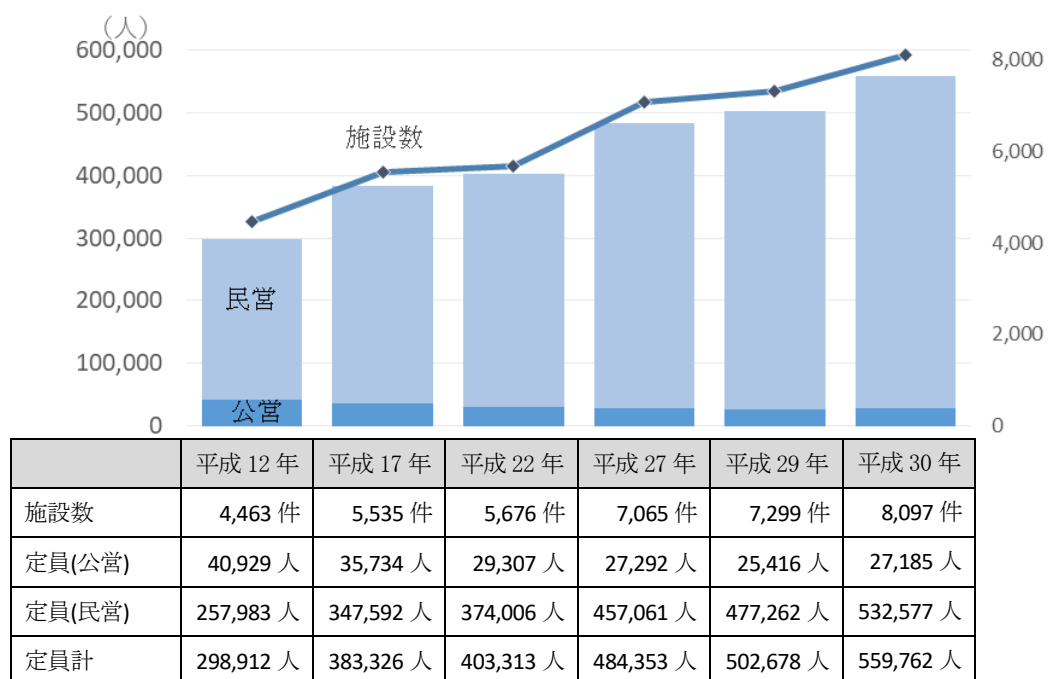
老人ホーム等の高齢者福祉サービスの提供は行政が中心に担ってきましたが、簡素で効率的な行政への転換に関心が高まっている中、介護保険制度が運用されて以降、高齢者福祉サービスの供給は、それぞれのサービスの目的を損なうことなく行政から民間事業者へ移行しており（図2-2、2-3参照）、利用者は多様なサービス提供者を選択できるようになりました。

図2-2 養護老人ホーム 施設数・定員の推移（全国）



(厚労省:社会福祉施設等調査)

図2-3 特別養護老人ホーム 施設数・定員の推移（全国）



(厚労省:介護サービス施設・事業所調査)

高齢者福祉施設等の運営や維持管理に要する費用は年間 27 億円超（令和元年度）と膨大なうえ、運営経費が介護サービス収入を上回る状態が構造化（図 2-4）しており、不足する財源を補填してきた財政調整基金の枯渇が迫っています（図 2-5）。こうした中、長野広域連合が運営する全ての施設を安全・安心な状態に維持し続けるためには、不足する財源について関係市町村の負担増を求めていくこととなります。

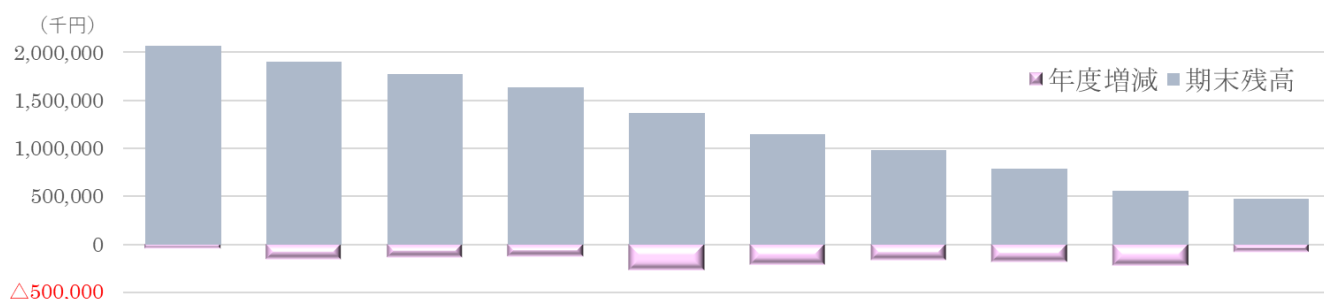
他方で、行政が実施する必要性の減少した事業を民間に委ねて、民間活動の領域の拡大を通じて行政に要する経費の抑制により、住民負担の上昇を抑える行政改革が進められていることを踏まえると、本計画の策定に合わせ調査・検討を行った高齢者福祉施設等在り方検討分科会の報告を受け、引き続き、高齢者福祉施設等の社会福祉法人への移管を推進する必要があります。

図 2-4 長野広域連合老人福祉等運営事業特別会計 会計年度別純収支差の推移



(単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳入(①)	3,401,539	3,253,728	3,166,091	3,242,059	3,049,491	2,720,802	3,043,700	2,826,453	2,806,483	2,766,648
(内 市町村負担金)	0	0	0	0	14,292	14,221	14,153	44,029	43,930	131,479
(内 基金繰入(A))	360,903	331,965	289,219	232,727	370,405	255,049	242,895	256,448	271,724	136,527
歳出(②)	3,268,131	3,142,820	3,077,275	3,144,309	3,018,118	2,647,819	2,977,756	2,780,215	2,761,129	2,716,498
(内 償還金)	208,005	207,164	206,256	203,725	207,693	184,267	176,131	203,499	180,752	135,004
(内 基金積立(B))	305,075	174,475	151,727	96,098	103,853	35,917	74,664	66,694	46,842	46,074
純収支差 ((①-A)-(②-B))	77,580	△46,582	△48,676	△38,879	△235,179	△146,149	△102,287	△143,516	△179,528	△40,303

図 2-5 長野広域連合 財政調整基金年度末残高の推移



(単位：千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
期末残高	2,065,108	1,907,657	1,770,210	1,633,617	1,367,102	1,148,000	979,783	788,463	563,016	472,571
年度増減	△52,598	△157,451	△137,447	△136,593	△266,515	△219,102	△168,218	△191,320	△225,447	△90,445

1 養護老人ホームの設置、管理及び運営

養護老人ホームは、市町村が「措置（または「入所の委託）」によって心身の状況、環境の状況及び経済的理由により在宅での日常生活を営むのに支障がある 65 歳以上の高齢者を救済するための施設で、高齢者福祉において大切な役割を担っています。

表 2-3 のとおり、長野広域圏内には 5 施設（定員計 290 人）が設置・運営されており、このうち 2 施設（定員計 160 人）を長野広域連合が設置・運営しています。

表 2-3 長野広域圏内の養護老人ホーム

名称	設置主体	認可(届出) 年月日	定員(人)
尚和寮	(福)長野市社会事業協会	昭和 22 年 3 月 31 日	50
寿楽園	(福)睦会	平成 18 年 3 月 27 日	50
普携寺香風園	(福)千聖会	昭和 27 年 11 月 1 日	30
(養護)松寿荘	長野広域連合	昭和 28 年 1 月 1 日	100
はにしな寮		昭和 31 年 6 月 25 日	60
長野広域圏内定員 計			290

(長野県:令和2年度社会福祉施設名簿(令和2年4月1日現在))

介護保険制度の運用から 20 年余経過し、介護保険施設の整備が図られていることと合わせ、高齢者の自立した生活を支援するための「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者住宅」も増加しています。

このように要援護高齢者に対する支援の選択肢が多様になっていることもあり、心身の状況、環境の状況及び経済的理由で日常生活に支障があるため市町村の措置を要する高齢者は、養護老人ホームの定員に対して少ない状況が続いています。こうした状況を踏まえ、社会福祉法人が運営している一部の養護老人ホームでは、長野広域管外に居住する措置対象者の入所によって空床期間の短縮を図る工夫が見られます。

「養護松寿荘」と「はにしな寮」の定員の合計数は、長野広域管内の養護老人ホームの総定員数の 55%を占める一方、恒常的な空床もあることから、定員数の見直しも含めて養護老人ホームの運営の在り方について見直しが必要となっています。

また、現入所者の高齢化が進み、日常生活動作の低下により介護支援を必要とする入所者が年々増加している状況もあり、外部介護サービスを利用しながら、入所者の生活支援や介護ニーズの対応に努めていますが、施設の老朽化や多床室であることなどにより、入所者の安全面やプライバシー確保のための居住環境の見直しも課題となっています。

2 特別養護老人ホームの設置、管理及び運営

介護保険制度の運用開始により、特別養護老人ホームの施設数及び定員は一貫して増加しています。民間事業者がこの増加をけん引する一方で、行政が運営する特別養護老人ホームは減少しており(図 2-2 参照)、競合する行政の施設は民間への移管が進んでいることがうかがえます。

こうした行政の役割変化を踏まえ、「段階的に社会福祉法人化を進めることが適当」とする長野広域連合高齢者福祉施設等の在り方懇話会の提言(平成 19 年 1 月)を受け、七一会荘、杏寿荘、須坂荘の 3 施設を対象とした「第一次社会福祉法人化推進計画」を策定し、段階的に法人化を進めてきました。

同時に、増加傾向にある認知症状や重度の要介護状態の利用者に適切な介護サービスを提供し続け

られるよう、研修などにより職員の資質や介護技術の向上に努めています。また、それぞれの施設ごとに事業継続計画（BCP）を作成し、自然災害や新型コロナウイルスなどの感染症の拡大期においても利用者が安全で安心して過ごせるよう取り組んでいます。

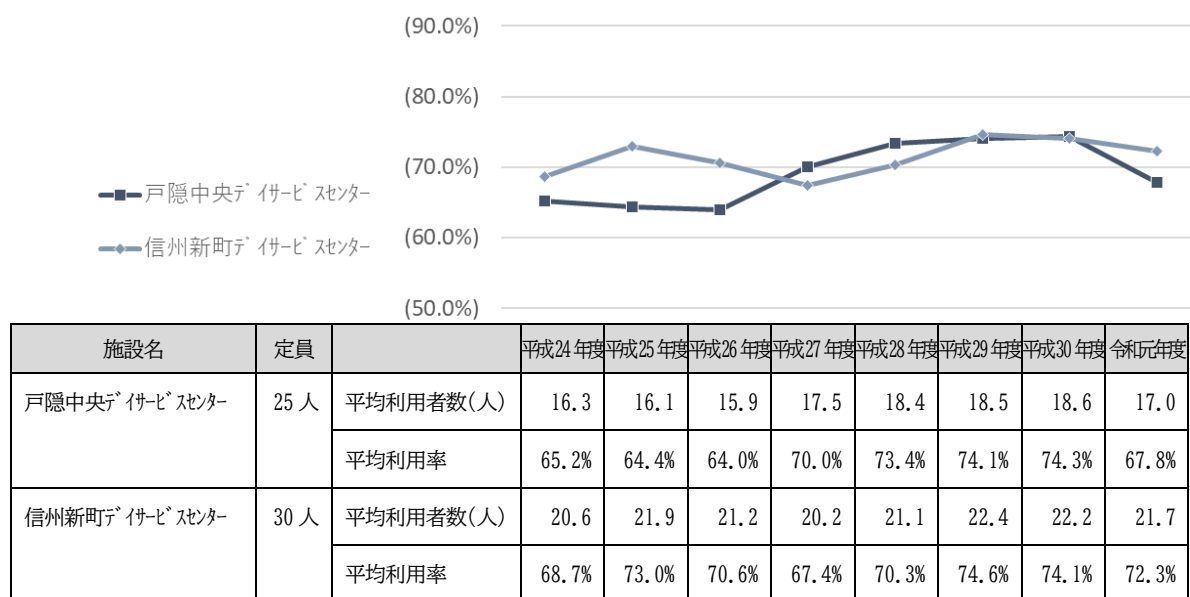
3 デイサービスセンターの管理及び運営

デイサービスセンターは、在宅で生活する要援護高齢者の自立的生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上、家族の身体的・精神的負担の軽減を主な目的とする通所介護の事業です。信州新町及び戸隠中央デイサービスセンターは、併設するそれぞれの特別養護老人ホームと一体的に運営しており、利用者の住み慣れた地域のデイサービスセンターとして定着・利用されています。

信州新町デイサービスセンターは長野市信州新町地域において、また、戸隠中央デイサービスセンターは長野市戸隠地域においてデイサービスを提供する地域で唯一の事業所であり、年間平均利用率は7割程度で推移しています（図2-6参照）。

それぞれ中山間地域においてデイサービスを提供しており、利用者の居宅が広範囲で、高低差も大きいため、送迎のために多くの時間と運転する職員を必要とすることが課題となっています。

図2-6 長野広域連合デイサービスセンターの利用状況の推移



4 在宅介護支援センターの管理及び運営に関する事務

戸隠在宅介護支援センターは、介護保険をはじめとした医療・保健・福祉の戸隠地区における主要な相談窓口として重要な役割を果たしてきました。対応した相談の実績は、平成30年度2,658件、令和元年度2,857件でした。

しかし、要援護者や家族の中には、適切なサービスの情報を得られないまま生活を続けている場合もみられ、介護の重度化を防ぐことや家族への支援など在宅介護支援センターの関わりが今まで以上に求められるケースがみられます。




今後の方針及び施策

- 社会福祉法人などの民間事業主体は確実に効果的な高齢者福祉施設等の運営の担い手となっていることから、高齢者福祉施設等在り方検討分科会の報告内容を踏まえ、長野広域連合が運営する全ての高齢者福祉施設等について、民間主体への移管の対象とします。
- 民間主体への移管までの期間において、引き続き、利用者の尊厳に配慮し安全で安心なサービスを提供すると共に施設ごとに作成する事業継続計画（BCP）の的確な運用など緊急時の安全確保に努めます。また、稼働率（充足率）の向上や運営経費の節減などにより収支改善に努めます。
 - ・ インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症対策の徹底を図ります。
 - ・ 避難訓練を通じて河川氾濫や土石流などの災害リスクに備えます。
 - ・ 安全で安心なサービス提供のため、移管までの期間は必要な施設の保全を図ります。
 ただし、不足する財源について関係市町村へ求める負担額の最小化に努めます。
- 民間主体への移管については、長野広域連合の高齢者福祉施設等の収支状況及び不足する財源を補填している財政調整基金の状況を踏まえ、従来の一施設ごと段階的に移管する手法に加え、より効果的な手法を速やかに検討のうえ進めます。

【計画期間中の目標】

- 高齢者福祉施設等の移管を進めるため、従来の一施設ごと段階的に移管する手法に加え、より効果的な手法を検討します。
- 高齢者福祉施設等の移管について、定期的に関係市町村と情報を共有し、協議・調整を行います。

表2-4 今後の方針等とSDGsで目指すゴールとの関連

SDGsで目指すゴール	関連ターゲット
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>基礎的な保健サービスへのアクセス</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>説明責任のある透明性の高いスリム化の推進 (16-6)</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>施策の一貫性の強化(17-14)</p>

3

老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関すること

経緯

老人ホーム入所判定委員会の設置に関する経緯は表3-1のとおりです。

表3-1 老人ホーム入所判定委員会の設置に関する経緯

年月	内容
平成5年4月	老人福祉法の一部改正に伴い、(市)町村ごとに入所判定事務を行うこととされたため、長野広域圏15町村から共同処理要請があり、長野広域行政組合に入所判定委員会を設置(委員8人で構成)
平成12年4月	介護保険法施行に伴い、特別養護老人ホームの入所判定が不要になり、入所判定対象が養護老人ホームに限定される。 長野市、須坂市及び更埴市(現千曲市)3市からの共同処置要請を契機として、長野広域連合に長野地域における養護老人ホームへの入所判定を行う入所判定委員会を新たに設置(委員5人で構成)

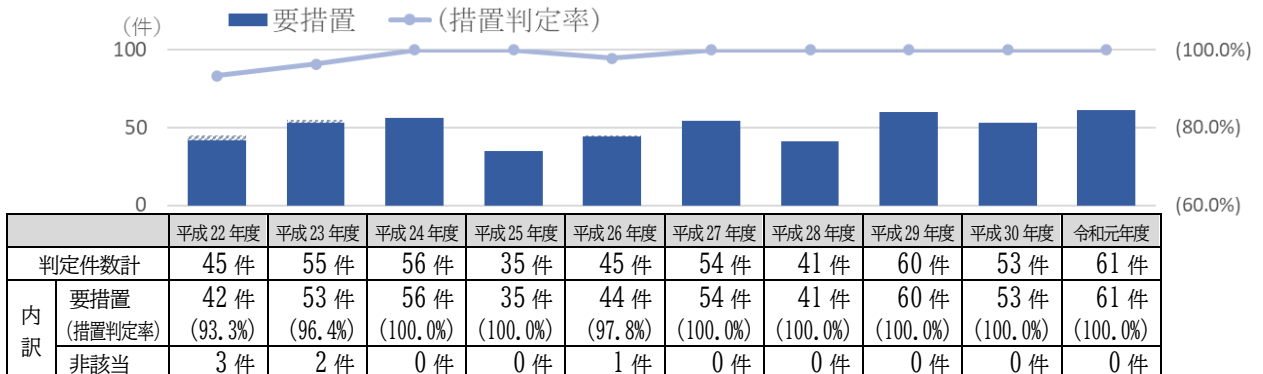
現状と課題

高齢化により介護ニーズが増加する中、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の充実が図られています。

一方で、介護保険法による施設サービスの利用対象には至らないが、経済的な理由、家族や住居の状況など、現在の環境の下では在宅での生活が困難な高齢者もいます。こうした高齢者の生活を支援する施設として、養護老人ホーム(老人福祉法)が設けられており、入所に当たっては市町村が入所判定委員会の意見を踏まえて措置を決定します。

長野広域連合の養護老人ホーム入所判定委員会は、あらかじめ計画する年3回の定例の委員会において委員同士の協議を通じて、公平、公正かつ適正な措置の要否判定に努めており、判定件数の推移は図3-1のとおりです。また、猛威を振るう自然災害により被災した高齢者など生活支援について速やかな要否判定が求められる場合には、定例の委員会の開催を待つことなく書面を通じた緊急の合議により迅速な判定に努めています。

図3-1 入所判定件数の推移






今後の方針及び施策

- 入所措置の基準に基づき、公平、公正で適正かつ迅速な判定を堅持します。
- 長野広域管内の入所措置の状況や待機者の状況について、関係市町村及び長野広域管内の施設と連携し、正確な情報の把握により迅速な高齢者支援に努めます。

【計画期間中の目標】

公平、公正で適正かつ迅速な判定を堅持します。

表 3-2 今後の方針等と SDGs で目指すゴールとの関連

	SDGs で目指すゴール	関連ターゲット
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	基礎的な保健サービスへのアクセス (3-8)
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	説明責任のある透明性の高い審査会運営 (16-6)
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	効果的な官民のパートナーシップの推進 (17-17)

4

介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

経緯

介護認定審査会の設置及び運営の経緯は表 4-1 のとおりです。

表 4-1 介護認定審査会の設置及び運委に関する経緯

年 月	内 容
平成 9 年 12 月	介護保険法成立
平成 11 年 4 月	長野広域行政組合に介護認定審査室を新設
平成 11 年 10 月	準備認定を開始 審査会は、委員数 180 人 36 合議体により構成
平成 12 年 4 月	介護保険法施行 長野広域連合の発足に伴い、介護認定審査室を介護認定審査課に名称変更
平成 13 年 5 月	審査会委員の代表による審査判定適正化委員会を設置し、合議体間の平準化への取り組みを強化
平成 14 年 10 月	介護認定審査会システムの市町村ネットワーク運用開始
平成 16 年 4 月	更新に係る要介護認定有効期間が 12 ヶ月から最大 24 ヶ月に拡大される。
平成 21 年 4 月	介護保険制度の改正に基づき、認定調査の調査項目等の見直しにより、新基準を導入
平成 24 年 4 月	介護保険法施行規則の改正により、要介護認定有効期間の上限が新規申請 3～6 か月から 3～12 か月に拡大される。
平成 25 年 1 月	審査会委員として 10 年以上の者に感謝状を贈呈することとする
平成 27 年 4 月	介護保険法施行規則の改正により、新しい総合事業を実施する市町村について、更新に係る要介護認定有効期間が、一律に原則 12 か月、上限 24 か月に延長される。
平成 30 年 4 月	介護保険法施行規則の改正により、更新に係る要介護認定有効期間の上限が 36 か月に延長される。

現状と課題

保健、医療または福祉に関する学識経験者を委員とする介護認定審査会の運営については、関係市町村がそれぞれ単独で設置するよりも共同で組織して運営することによって、長野地域の公平・公正でより適正な審査・判定が期待できるため、長野広域連合が処理する事務として規約に定められています。

長野広域連合における令和元年度の審査判定は、審査会回数 679 回、審査判定件数 27,332 件となっており（表 4-2、4-3 参照）県内広域連合の中で最大の規模になっています。

1 介護認定審査会の設置・運営状況

- ・1合議体の委員定数を5人とする36合議体で構成し、委員総数は180人となっています。
- ・審査会は、日曜日・祝日を除き一日あたりおよそ3合議体を開催しています。
- ・審査会は、長野会場で開催するほか、須坂会場と千曲会場でも各週1回、分散開催しています。

2 公正・公平な審査判定への取り組み

- ・審査会委員に対して研修等を実施するとともに、審査判定適正化委員会を組織して、合議体間の判定の平準化を図っています。
- ・市町村の認定調査員に対して、よりの確な認定調査が行えるよう、県と共同で研修会を実施しています。
- ・医療との連携を深めるために、医師会等との連絡調整に努めています。

介護認定審査会の運営に当たっては、公正・公平で適正な審査・判定に努めていますが、更に迅速な審査・判定に取り組む必要があります。

また、気候変動により増えている自然災害や治療法が確立されていない新型コロナウイルスなどの感染症の拡大等のため、審査会場において対面による審査・判定が困難となる場合が想定されます。こうした場合でも、適正かつ迅速に必要な審査・判定が継続できる備え（非対面での審査会運営）の必要性が高まっています。

表4-2 申請区分別 審査判定件数の推移

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比
新規申請	6,148	96.6%	6,094	99.1%	6,187	101.5%	5,981	96.7%	6,165	103.1%
更新申請	20,338	104.4%	20,167	99.2%	18,839	93.4%	16,746	88.9%	17,044	101.8%
変更申請	2,055	105.4%	2,245	109.2%	2,408	107.3%	2,447	101.6%	2,494	101.9%
介護申請	1,404	114.1%	1,443	102.8%	1,437	99.6%	1,537	107.0%	1,629	106.0%
合計	29,945	103.1%	29,949	100.0%	28,871	96.4%	26,711	92.5%	27,332	102.3%
審査会回数	746	102.1%	744	99.7%	718	96.5%	663	92.3%	679	102.4%

注1) 生活保護法による介護扶助を含む。

注2) 令和元年東日本台風に係る有効期間の特例適用者54人を含む。

表4-3 市町村別 審査判定件数の推移

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比
長野市	21,494	104.7%	21,478	99.9%	20,584	95.8%	18,891	91.8%	19,265	102.0%
須坂市	2,231	102.0%	2,227	99.8%	2,171	97.5%	2,116	97.5%	2,133	100.8%
千曲市	3,098	100.9%	3,158	101.9%	3,070	97.2%	2,834	92.3%	2,994	105.6%
坂城町	684	94.6%	700	102.3%	728	104.0%	718	98.6%	702	97.8%
小布施町	499	94.0%	531	106.4%	500	94.2%	473	94.6%	491	103.8%
高山村	334	96.3%	343	102.7%	374	109.0%	367	98.1%	347	94.6%
信濃町	557	94.4%	474	85.1%	540	113.9%	498	92.2%	516	103.6%
小川村	270	96.1%	278	103.0%	230	82.7%	211	91.7%	212	100.5%
飯綱町	734	103.1%	715	97.4%	622	87.0%	565	90.8%	620	109.7%
介護扶助	44	81.5%	45	102.3%	52	115.6%	38	73.1%	52	136.8%
計	29,945	103.1%	29,949	100.0%	28,871	96.4%	26,711	92.5%	27,332	102.3%

注) 令和元年東日本台風に係る有効期間の特例適用者54人を含む。





今後の方針及び施策

- 事前に基本調査の内容と基準との整合を確認するなど、審査会事務局の役割を的確に遂行することを通じて、公正・公平で適正、かつ、迅速な審査・判定に努めます。また、判定結果の問い合わせには丁寧な説明に努めます。
- 保健・医療・福祉分野の関係団体との情報交換を図り、委員の推薦など審査会の運営に必要な連携を図ります。
- 災害や新型コロナウイルスなどの感染症の拡大等の緊急時においてもできる限り中断することなく審査・判定が継続できる仕組みを検討します。

【計画期間中の目標】

より迅速な審査・判定のため、市町村とのデータ連携から判定結果のデータ登録までの平均期間の短縮に努めます。

表 4-4 今後の方針等と SDGs で目指すゴールとの関連

SDGs で目指すゴール	関連ターゲット
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	自然災害（気候関連災害）等に対する対応力の強化(13-1)
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	説明責任のある透明性の高い審査会運営(16-6)
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本調査内容及び特記事項の均質化及び一貫性の補強(17-14) ・効果的な官民のパートナーシップの推進(17-17)

5

障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

経緯

障害支援区分認定審査会の設置及び運営の経緯は表5-1のとおりです。

表5-1 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する経緯

年 月	内 容
平成 17 年 10 月	障害者自立支援法が成立した。
平成 18 年 1 月	障害程度区分認定審査会の運営を新年度から開始するため、介護認定審査課に職員を配置した。
平成 18 年 4 月	障害者自立支援法施行 長野広域連合にて、障害程度区分認定審査会の設置・運営業務を開始した。
平成 25 年 4 月	法改正により、障害者総合支援法が施行され、障害程度区分が「障害支援区分」に変更されると共に、障害種別に新たに「難病等」が追加された。

現状と課題

障害保健福祉の学識経験者を委員とする障害支援区分認定審査会の運営については、関係市町村がそれぞれ単独で設置するよりも共同で組織して運営することによって、長野地域の公平・公正でより適正な審査・判定が期待できるため、長野広域連合が処理する事務として規約に定められています。

長野広域連合における令和元年度の審査判定については、審査会開催回数46回、審査判定件数1,258件（表5-2、5-3、5-4参照）となっており県内広域連合の中で最大の規模になっています。

1 認定審査会の設置・運営状況

- ・1合議体の委員定数を5人とする4合議体で構成し、委員総数は20人となっています。
- ・審査会は、概ね月4回、長野会場で開催しています。（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

2 公正・公平な審査判定への取り組み

- ・審査会委員に対して研修等を実施するとともに、合議体間の判定の平準化を図っています。
- ・医療との連携を深めるために、医師会等との連絡調整に努めています。

審査会の運営に当たっては、より公正・公平で適正な審査・判定のため、認定調査の内容と基準との整合の確認など審査会事務局の的確な事前準備が求められています。

また、気候変動により増えている自然災害や治療法が確立されていない新型コロナウイルスなどの感染症の拡大等のため、審査会場において対面による審査・判定が困難となる場合が想定されます。こうした場合でも、適正かつ迅速に必要な審査・判定が継続できる備え（非対面での審査会運営）の必要性が高まっています。

表5-2 申請区分別 審査判定件数の推移

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比
新規申請	341	122.7%	353	103.5%	344	97.5%	362	105.2%	382	105.5%
更新申請	1,221	181.4%	750	61.4%	860	114.7%	1,146	133.3%	855	74.6%
変更申請	49	144.1%	43	87.8%	27	62.8%	30	111.1%	21	70.0%
合計	1,611	163.6%	1,146	71.1%	1,231	107.4%	1,538	124.9%	1,258	81.8%
審査会回数	48	120.0%	40	83.3%	43	107.5%	53	123.3%	46	86.8%

表5-3 障害区分別 審査判定件数

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数(件)	構成比	件数(件)	構成比	件数(件)	構成比	件数(件)	構成比	件数(件)	構成比
身体	300	18.6%	184	16.1%	217	17.6%	259	16.8%	207	16.5%
知的	599	37.2%	429	37.4%	445	36.1%	573	37.3%	471	37.4%
精神	404	25.1%	308	26.9%	310	25.2%	404	26.3%	325	25.8%
難病	1	0.1%	3	0.3%	2	0.2%	2	0.1%	5	0.4%
身体・知的	203	12.6%	123	10.7%	184	14.9%	197	12.8%	142	11.3%
知的・精神	68	4.2%	59	5.1%	37	3.0%	64	4.2%	63	5.0%
その他	36	2.2%	40	3.5%	36	2.9%	39	2.5%	45	3.6%
合計	1,611	100.0%	1,146	100.0%	1,231	100.0%	1,538	100.0%	1,258	100.0%

表5-4 市町村別 審査判定件数の推移

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数(件)	構成比	件数(件)	構成比	件数(件)	構成比	件数(件)	構成比	件数(件)	構成比
長野市	1,160	72.0%	800	69.8%	863	70.2%	1,092	71.0%	851	67.7%
須坂市	156	9.7%	104	9.1%	100	8.1%	157	10.2%	113	9.0%
千曲市	134	8.3%	127	11.1%	150	12.2%	137	8.9%	165	13.1%
坂城町	39	2.4%	23	2.0%	43	3.5%	48	3.1%	25	2.0%
小布施町	23	1.5%	19	1.6%	15	1.2%	22	1.4%	28	2.2%
高山村	18	1.1%	10	0.9%	15	1.2%	21	1.4%	15	1.2%
信濃町	25	1.6%	21	1.8%	14	1.2%	21	1.4%	23	1.8%
小川村	12	0.7%	15	1.3%	10	0.8%	15	1.0%	15	1.2%
飯綱町	44	2.7%	27	2.4%	21	1.7%	25	1.6%	23	1.8%
合計	1,611	100.0%	1,146	100.0%	1,231	100.0%	1,538	100.0%	1,258	100.0%

今後の方針及び施策

- 認定調査の内容の確認など審査会事務局における的確な事前準備を通じて、公正・公平で適正、かつ、迅速な審査・判定に努めます。また、判定結果の問い合わせには丁寧な説明に努めます。
- 保健・医療・福祉分野の関係団体との情報交換を図り、委員の推薦など審査会の運営に必要な連携を図ります。
- 災害や新型コロナウイルスなどの感染症の拡大等の緊急時においてもできる限り中断することなく審査・判定が継続できる仕組みを検討します。

【計画期間中の目標】

認定調査項目の判定基準の解釈を市町村と共有することによって事前準備の時間短縮を図るため、「特記事項の記載内容」にかかる「事例集」を作成します。

表5-5 今後の方針等とSDGsで目指すゴールとの関連

SDGsで目指すゴール	関連ターゲット
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>基本的な保健サービスへのアクセス (3-8)</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>自然災害(気候関連災害)等に対する対応力の強化 (13-1)</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	<p>説明責任のある透明性の高い審査会運営 (16-6)</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本調査内容及び特記事項の均質化及び一貫性の補強 (17-14) ・効果的な官民のパートナーシップの推進 (17-17)

6

ごみ焼却施設及び最終処分場の設置及び管理に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること (既存の施設に係る事務及び小布施町を除く)

経緯

ごみ焼却施設及び最終処分場の設置及び管理の経緯は表6-1のとおりです。

表6-1 ごみ焼却施設及び最終処分場の設置及び管理に関する経緯

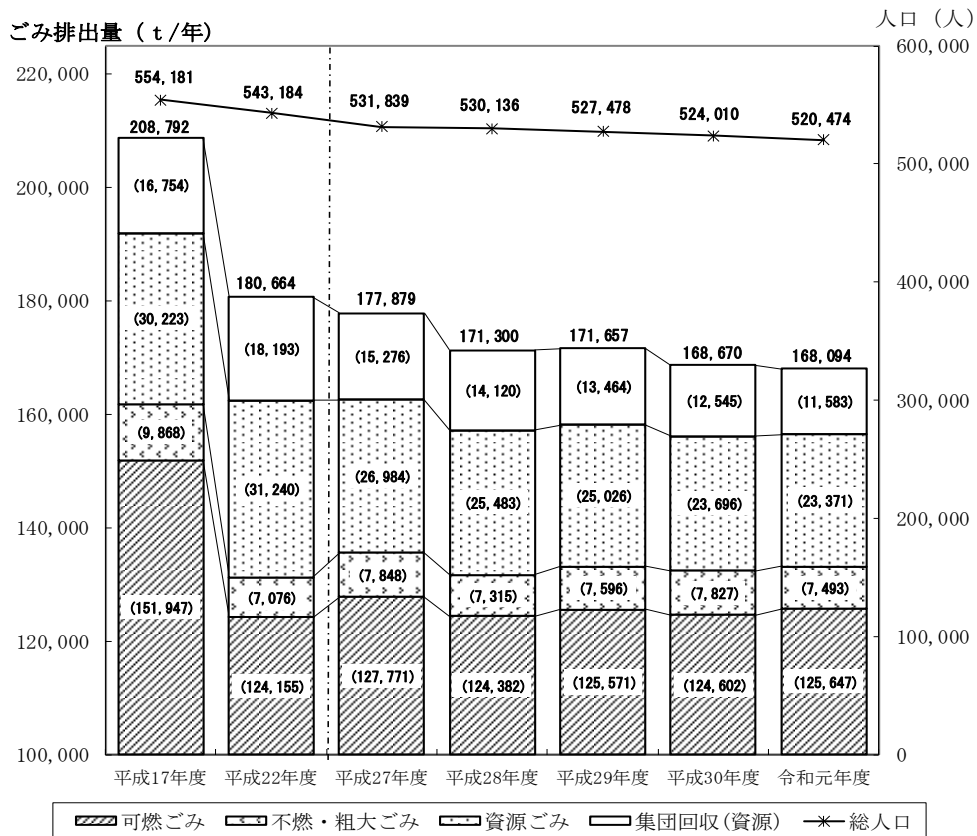
年 月	内 容
平成9年1月 ～ 平成12年3月	長野地域のごみ処理広域化は、旧厚生省の「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(平成9年1月)及び「ごみ処理の広域化計画について」(平成9年5月)に基づき、平成11年3月に長野県が「長野県ごみ処理広域化計画」を策定した。これを受け、平成12年3月に「長野地域ごみ処理広域化基本計画」を策定した。
平成14年3月	「長野地域ごみ処理広域化基本計画」の見直しを行う。
平成15年12月	焼却施設を長野市内(A焼却施設)及び更埴ブロック内(B焼却施設)に、最終処分場を須高ブロック内に建設することを決定した。
平成17年11月	A焼却施設の建設候補地が長野市大豆島地区と選定される。
平成18年3月	「長野地域ごみ処理広域化基本計画(平成14年3月版)」の見直しを行い、「ごみ処理広域化基本計画(平成18年3月版)」を策定した。
平成21年1月	「長野地域循環型社会形成推進地域計画」を策定した。
平成21年8月	B焼却施設の建設候補地が千曲市屋代地区と選定される。 最終処分場の建設候補地が須坂市仁礼地区と選定される。
平成22年3月	「長野広域連合ごみ処理施設整備計画等専門委員会」を設置した。
平成23年2月	「ごみ処理広域化基本計画(平成18年3月版)」を改定した。
平成24年3月	「A焼却施設建設事業に係る環境影響評価書」を県が公告した。
平成25年1月	大豆島地区住民自治協議会からA焼却施設建設について基本同意を得る。
平成25年3月	「ごみ処理広域化基本計画(平成23年2月版)」を一部修正した。
平成25年3月	大豆島地区住民自治協議会、長野市、長野広域連合の3者にてA焼却施設建設に関する協定を締結した。
平成26年1月	「長野広域連合ごみ処理施設建設事業者等選定委員会」を設置した。
平成26年12月	「長野地域循環型社会形成推進地域計画(第2期)」を策定した。
平成27年3月	「ごみ処理広域化基本計画(平成23年2月版)」を改定した。
平成27年4月	「B焼却施設建設事業に係る環境影響評価書」を県が公告した。
平成27年7月	A焼却施設について、工事請負契約及び運營業務委託契約を締結した。
平成27年10月	須坂市仁礼町区から最終処分場建設について基本同意を得る。

年 月	内 容
平成 27 年 12 月	須坂市仁礼町区、須坂市、長野広域連合の 3 者にて最終処分場建設に関する基本協定を締結した。
平成 28 年 3 月	屋代第五区及び屋代中島ごみ焼却施設対策委員会から B 焼却施設建設について基本同意を得る。
平成 28 年 5 月	A 焼却施設の建設工事に着手した。
平成 29 年 3 月	屋代第六区及び屋代第六区街づくり運営委員会から B 焼却施設建設について基本同意を得る。 屋代第五区、屋代第六区、千曲市、長野広域連合の 4 者にて B 焼却施設建設に関する基本協定を締結した。
平成 30 年 2 月	最終処分場建設事業に係る生活環境影響調査書を公告した。
平成 30 年 5 月	最終処分場建設工事（本体工事）及び最終処分場浸出水処理施設建設工事請負契約を締結した。
平成 30 年 7 月	A 焼却施設の正式名称を「ながの環境エネルギーセンター」に決定した。 最終処分場の建設工事に着手した。
平成 30 年 8 月	B 焼却施設について、工事請負契約及び運營業務委託契約を締結した。
平成 31 年 2 月	A 焼却施設「ながの環境エネルギーセンター」が竣工した。
平成 31 年 3 月	ながの環境エネルギーセンターの本稼働を開始した。
令和元年 5 月	B 焼却施設の建設工事に着手した。
令和 2 年 9 月	最終処分場建設工事（本体工事）が竣工した。
令和 2 年 11 月	最終処分場の愛称名を「エコパーク須坂」に決定した。
令和 3 年 2 月	最終処分場浸出水処理施設建設工事が竣工した。
令和 3 年 2 月	エコパーク須坂の埋立業務を開始した。
令和 3 年 3 月	「ごみ処理広域化基本計画(平成 27 年 3 月版)」を改定した。

1 ごみ排出量の推移

ごみ処理の有料化が平成18年から平成22年の間に6市町村で行われたことなどにより、ごみ排出量は大きく減少し、以降減少傾向が続いています。ここ5年間は、集団回収（資源）及び資源ごみの排出量は減少していますが、可燃ごみ及び不燃・粗大ごみの排出量は横ばいで推移しています（図6-1参照）。

図6-1 ごみ排出量の推移



注) 総人口は、長野県発表の毎月人口異動調査に基づく10月1日現在の人口

2 ごみ焼却施設

(1) ながの環境エネルギーセンターの管理及び運営

ながの環境エネルギーセンターをDBO方式^(※1)により整備し、長野市清掃センター、須坂市清掃センター及び北部衛生クリーンセンターで行っていた可燃ごみの処理を統合しました。

ながの環境エネルギーセンターでは、排出される副生成物（溶融スラグ、焼却主灰及び焼却飛灰等）の50%以上を有効利用又は民間施設において資源化し、最終処分量の削減を図っています。

ごみ焼却により発電された電力は、小売電気事業者が買い取り、その一部は長野広域連合が運営する高齢者福祉施設等で利用しているほか、「電力の地産地消モデル事業」として長野市立の小・中学校・高校に供給されています。

令和元年10月の令和元年東日本台風による災害ごみが大量に発生し、現在も処理を続けています。今後、災害等の緊急時におけるごみ処理について、広域的な相互協力体制を確立する

必要があります。

* 1 DBO方式：民間事業者が施設の設計（Design）建設（Build）及び運営（Operate）を一括して行う方式

(2) B焼却施設の整備

千曲市に整備中のB焼却施設は、稼働目標が当初予定の平成30年度から3年の遅れが生じており、竣工は令和4年3月末の見込みとなっています。一方で、施設の廃止予定を延長して稼働を続けている葛尾組合の焼却施設は老朽化が顕著なことから、新施設の確実な稼働が求められています。

表6-2 長野地域のごみ焼却施設

設置主体	施設名称	施設型式	稼働年月	施設規模 (t/日)	処理区域
長野広域連合	ながの環境エネルギーセンター	全連続式 ストーカ炉 +灰溶融	平成31年3月	焼却炉 405 灰溶融炉 22	長野市、須坂市、高山村、 信濃町、小川村、飯綱町
葛尾組合	葛尾組合焼却施設	全連続式 ストーカ炉	昭和54年7月	80	千曲市、坂城町

3 最終処分場

長野地域における一般廃棄物最終処分場（愛称名：エコパーク須坂）を須坂市に整備し、ながの環境エネルギーセンターから排出される有効利用しない一部の溶融スラグ、飛灰処理物、溶融不適物を埋立処分しています。また、千曲市に建設中のB焼却施設においても、焼却灰等の資源化により最終処分量の削減を図るとともに、有効利用しない一部の溶融スラグ、飛灰処理物、溶融不適物の処理について、エコパーク須坂に埋立処分する予定です。

葛尾組合焼却施設から排出される焼却灰等については、全量を民間委託により最終処分しています。

エコパーク須坂の埋立容量及び埋立期間にも限りがあることから、新たに次期最終処分場の建設候補地について検討する必要があります。

表6-3 長野地域の最終処分場

設置主体	施設名称	形態	埋立開始年月	埋立面積 (ha)	埋立容量 (m ³)
長野広域連合	長野広域連合一般廃棄物最終処分場 (愛称名：エコパーク須坂)	管理型	令和3年2月	1.67	85,000

今後の方針及び施策

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会^(※2)の構築を図るため、廃棄物の3R〔Reduce^{リデュース}（排出抑制）・Reuse^{リユース}（再利用）・Recycle^{リサイクル}（再生利用）〕を総合的に推進します。

* 2 循環型社会：循環型社会形成推進基本法より抜粋

製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

1 ごみ処理施設の整備

- 千曲市のB焼却施設整備は、葛尾組合の可燃ごみの焼却処理を早期に終了するため、試運転期間からその処理を引継ぐとともに、ながの環境エネルギーセンターで行っている長野市の一部の可燃ごみの焼却処理を統合し、令和4年4月の本稼働を目指します。
- エコパーク須坂の埋立容量及び埋立期間にも限りがあることから、ごみ処理広域化基本計画に基づき、令和7年度を目標に次期最終処分場建設候補地の選定を進めます。

2 ごみ処理施設の管理及び運営

- ごみ処理施設の運営に当たっては、安全で安定した運転管理を継続するため、施設の運転・稼働状況を常にモニタリングするとともに、施設の安全性について地域住民の理解と信頼を確保するため、排ガス・処理水等の定期的な測定・分析結果等について適切な媒体を通じ情報公開を行います。
- ながの環境エネルギーセンターでのごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用した、高効率発電及び熱利用施設への熱供給により地域の低炭素化を促進します。

3 ごみ減量化の推進と災害廃棄物の処理

- 循環型社会の形成に向け、ごみ減量化の広域的な啓発活動や関係市町村相互の協力・連携を促進するとともに、市町村の実情にあった取組みを支援します。
- 災害によって発生した廃棄物の処理については、ごみ焼却施設を設置している近隣自治体及び他の広域連合との連携や相互協力について検討を進めます。

【計画期間中の目標】

- 千曲市のB焼却施設整備は、令和4年4月の本稼働を目指します。
- ごみ処理広域化基本計画に基づき、令和7年度を目標に次期最終処分場建設候補地の選定を進めます。

表6-4 今後の方針等とSDGsで目指すゴールとの関連

SDGsで目指すゴール	関連ターゲット
<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>  <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大 (7-2) エネルギー効率の改善率を倍増 (7-3)
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p>  <p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減 (11-6)
<p>12 つくる責任 つかう責任</p>  <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減 (12-4) 廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減 (12-5)
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>  <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化 (13-1)
<p>16 平和と公正を すべての人に</p>  <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展 (16-6) 情報への公共アクセスを確保 (16-10)
<p>17 パートナリシップで 目標を達成しよう</p>  <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する (17-14) さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進 (17-17)

7

職員の共同研修に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

経緯

関係市町村は、従来は独自の職員研修計画や、長野県等の研修計画に基づき、職員能力開発と資質向上のための専門研修を行ってきました。

しかし、より高度で専門的な知識や、広域的な視点の醸成が必要であることから、平成12年の長野広域連合の発足を機に、関係市町村の職員の共同研修を新たに長野広域連合の処理する事務として位置づけ、効率的、効果的な職員研修を実施していくことになりました。

共同研修では、関係市町村と連携を図りながら、共同で研修の立案を行うとともに、広域的なまちづくりや施策といった住民ニーズに柔軟かつ弾力的に対応できる職員として、その資質向上や能力開発を目指した講演や研修を実施してきました。

現状と課題

前計画期間中は、市町村単位では招くのが難しい人物の講演会を主に開催してきましたが、平成28年度からは長野地域連携中枢都市圏^(※1)の連携事業^(※2)により、長野市、須坂市、坂城町及び信濃町が一部の職員研修を連携して取り組んでおり、また関係市町村では、より高度な知識を得る研修専門事業者のセミナー等を受講するケースが増えていることから、関係市町村等の研修計画と整合を図りながら、広域連合に期待される研修を企画する必要があります。

※1 中心都市（「連携中枢都市」）である長野市と近隣の市町村により形成される圏域

※2 連携して取り組む事業は、長野市と各市町村の1対1で取り決め、連携協約を締結しています。

表7-1 共同研修の実施状況

年度	内容	参加者数(人)	【アンケート結果】 「非常に良かった」、「良かった」と評価した割合
平成28年度	【実務専門研修】 ・「地域づくりコーディネートゲーム研修」	22	72.7%
	【講演会】 ・株式会社 studio-L 代表取締役 山崎 亮 氏 「コミュニティデザイン～人と人が繋がるしくみをつくる～」	112	90.2%
	・横浜高校野球部前監督 渡辺 元智 氏 「人生の勝利者たれ～目標がその日その日を支配する～」	176	88.6%
平成29年度	【講演会】 ・フリーキャスター 堀尾 正明 氏 「話す！聞く！おしゃべりの底力 日本人の会話の非常識」	182	98.8%
平成30年度	【講演会】 ・九州旅客鉄道 代表取締役会長 唐池 恒二 氏 「夢見る力が「気」をつくる」	227	94.6%
	・書道家 武田 双雲 氏 「双雲流ポジティブ思考法～しあわせになれるはたらきかた～」	198	97.6%
令和元年度	【講演会】 ・サイボウズ株式会社代表取締役社長 青野 慶久 氏 「100人100通りの働き方～幸福度と生産性の両立～」	145	98.0%
	・産業能率大学サッカー部監督 小湊 隆延 氏 「一步を踏み出す～公務員からサッカーの世界へ～」	110	89.7%
令和2年度	【講演会】(予定) ・青山学院大学地球社会共生学部教授 原 晋 氏 《新型コロナウイルス感染症の影響により、中止》	—	—




今後の方針及び施策

- 広域的で多角的な視点を醸成するため、関係市町村が抱える共通課題や住民ニーズに対応できるような広域行政、広域的課題等に対して、有益な講演会や共同研修会の実施を検討します。
- 関係市町村等の職員研修計画と整合を図り、例えば子育て支援のネットワークや防災支援など、関係市町村が共通する課題について情報交換や情報共有等を行う中で、業務上の課題解決の一助となるような研修内容を検討します。
- 関係市町村からの要望等を参考にしながら、女性職員をはじめ、より多くの職員が参加しやすい研修や、広域連合のスケールメリットを生かした共同研修会の実施を検討します。
- 新型コロナウイルスなどの感染症の影響等も踏まえ、web研修などの実施方法の検討も行っていきます。

【計画期間中の目標】

長野地域連携中枢都市圏の連携事業の取組内容や関係市町村等の職員研修計画と整合を図り、関係市町村からの要望等を参考にしながら、広域的課題等に対して、有益な講演会や共同研修会の実施を検討します。

表7-2 今後の方針等とSDGsで目指すゴールとの関連

SDGsで目指すゴール	関連ターゲット
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的・職業的スキルを備えた職員を増加させる (4-4) ・持続可能なライフスタイルや文化多様性の知識を習得する (4-7)
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃する (5-1) ・あらゆるレベルの意思決定において、女性の参画を確保する (5-5)
 <p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 働きがいのある人間らしい仕事を達成 (8-5)

広域的な課題の調査研究に関すること

経緯

広域的な課題の調査研究の経緯については以下のとおりです。

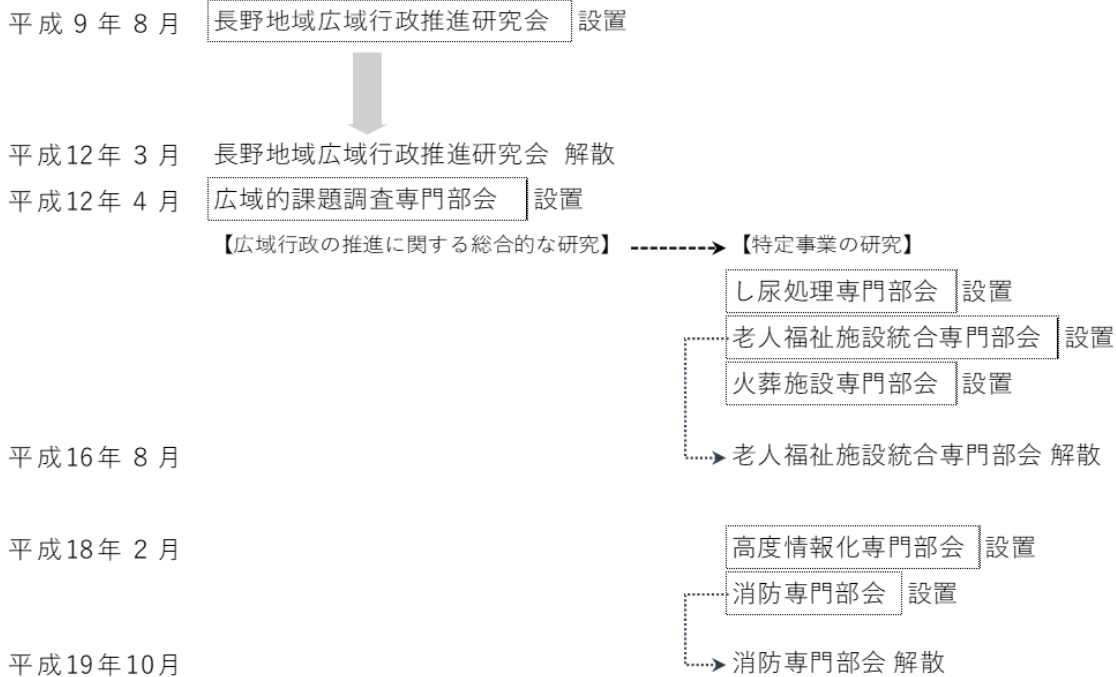


表 8-1 広域的な課題の調査研究に関する経緯

年 月	内 容
平成 9 年 8 月 ↓ 平成 12 年 3 月	長野地域における広域行政を推進するため、18 市町村の助役で構成する「長野地域広域行政推進研究会」を設置
平成 12 年 4 月	必要に応じて専門部会を設けて特定の事業について研究を行った。 長野広域連合の発足に伴い「長野地域広域行政推進研究会」は解散し、広域行政の推進に関する研究については、新たに設置した「広域的課題調査専門部会」が継承 更に特定の事務について、以下の専門部会を設置した。 <ul style="list-style-type: none"> ・「し尿処理専門部会」(現在、休止中) ・「老人福祉施設統合専門部会」(平成 18 年 8 月解散) ・「火葬施設専門部会」(現在、休止中)
平成 18 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「高度情報化専門部会」を設置 (現在、休止中) ・「消防専門部会」を設置 (平成 19 年 10 月解散)




平成 12 年 4 月の長野広域連合の発足に伴い、「広域的な課題の調査研究」のため、新たに関係市町村担当課長で構成する広域的課題調査専門部会を設置し、関係市町村が共同で処理する課題については個別の部会を設け検討してきました (表 8-1 参照)。

現状と課題

長野広域連合で共同処理することが求められる広域的な課題については、関係市町村の意向を定期的に照会しています。

広域的課題調査専門部会では、関係市町村から提出された課題について、表8-2に示す評価基準に基づいて共同で処理することの要否を5段階で評価します。この評価の結果、広域的事務処理の方法について調査研究が必要な課題については、個別に専門部会を設置することとしています。この調査研究の流れは以下のとおりです。

広域的な課題の調査・研究の流れ

- ① 関係市町村へ「広域的共同処理を要望する事項」の照会（案件提出）

- ② 関係市町村は、共同処理を要望する事項を抽出。
要望する事項については、評価基準に基づいて関係市町村の担当課で判定(一次評価)

- ③ 各市町村から提出された要望事項について、広域的課題調査専門部会において評価基準に基づいて最終判定(二次評価)
 - ・ A及びB判定の要望事項については、案件ごとに専門的な調査研究を行う部会を設置
- ・ 調査研究の結果、共同処理すべき事務については、長野広域連合の規約に記載し、共同処理を開始します。

しかしながら、平成28年度から長野市を中心都市（「連携中枢都市」）として、近隣の市町村ごと、個々の事業ごとに締結する連携協約に基づいて事業連携できる長野地域連携中枢都市圏が形成されている影響もあり、現状では長野広域連合において新たに個別の部会を設置するまでには至っていません。

表8-2 評価基準

A	広域連合に新たな組織(人員)を設置(配置)し、専門的な調査研究を開始する事務
B	広域連合に専門部会(関係市町村の担当課長等)を設置し、広域的事務処理方法の調査研究を行う必要がある事務
C	広域連合事務局において、現状での事務処理状況を、把握する必要がある事務
D	当面は、広域連合を活用せず、関係市町村間において必要な連絡調整を図り、対応する事務
E	個々の市町村において対応すべき事務



今後の方針及び施策

- 長野広域連合は、関係市町村が共通して抱える課題等を的確に捉え、課題解決に向けた市町村間の連絡調整を行うとともに、住民の利便性や行政運営の経済性、効率性の観点から、広域連合で行うことで、より効果的に実施できる事業について、関係市町村と調査研究を進めていきます。
- 広域的課題調査専門部会において、「広域的な課題の調査研究に関すること」について、次期広域計画策定までに整理を行い、併せて休止中の専門部会についても、継続の必要性や課題についても再検討します。
- 広域連合が行っている事業（関係市町村が共同して処理する事務事業）についても、必要に応じて有益性の評価を行います。
- 関係市町村の合意により設置する専門部会では、長野広域連合と関係市町村が共同して、経済性や必要性、緊急性など処理の効果を十分検討していくこととします。

【計画期間中の目標】

広域的課題調査専門部会において、「広域的な課題の調査研究に関すること」について、整理を行うとともに、広域連合が行っている事業についても、長野地域連携中枢都市圏の連携事業の進捗状況を見ながら、必要に応じて、有益性の評価を行い、次期広域計画に反映できるようにします。

表 8-3 今後の方針等と SDGs で目指すゴールとの関連

SDGs で目指すゴール	関連ターゲット
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化 (11-3) ・都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減 (11-6) ・都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援 (11-a)
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な政策の一貫性を強化 (17-14) ・効果的な官民のパートナーシップの推進 (17-17)



長野広域連合